



◆ 11月の税務と労務

國 稅	/ 10月分源泉所得税の納付	11月10日
國 税	/ 所得税予定納税額の減額承認申請	11月16日
國 稅	/ 所得税予定納税額第2期分の納付	11月30日
國 税	/ 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	11月30日
國 税	/ 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)	11月30日
國 税	/ 3月決算法人の中間申告	11月30日
國 税	/ 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)	11月30日
地方税	/ 個人事業税第2期分の納付	

11 (霜月) NOVEMBER

11月 3日・文化の日 23日勲労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	,	,	,	,	,

*税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

ダイレクト納付 e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出後、納税者名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に口座引落しにより国税を電子納付する手続き。預貯金口座ごとに「ダイレクト納付利用届出書」を提出すれば、税目別に異なる預貯金口座で納付も可能です。令和元年度は約154万件の利用がありました。

法人税

貸倒損失の計上要件と計上時期

新型コロナウイルスの影響で得意先等に対する金銭債権の回収が危ぶまれるケースも見受けられるようになってきました。金銭債権が回収不能になった場合には貸倒損失を計上しますが、法人の金銭債権に係る貸倒損失については、次の3つに限定して損金算入が認められており、法人税基本通達にその要件が定められています。

1 法律上の貸倒れ（法基通9－6－1）

更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定や特別清算に係る協定の認可の決定により金銭債権が切り捨てられることとなった場合や、債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているものにより金銭債権が切り捨てられることとなった場合、または、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められ

場合において、その債務者に対し債務免除額が書面により明らかにされた場合に、その切り捨て等された金額は、その事が生じた日の事業年度に「強制的」に損算入されます。

事実上の貸倒れ（法基通9-6-2）

債務者の資産状況、支払能力等からその額が回収できないことが明らかとなつた場合には、その事業年度に損金算入されま。損金経理が要件となっており、担保物ある場合には処分後でなければ損金経理きません。

形式上の貸倒れ（法基通9-6-3）

売掛債権について、債務者との取引停止又は最後の弁済期等以後1年以上経過し場合や、同一地域の債務者に対する売掛権の総額が取立費用より少なく、支払を促しても弁済がない場合には、備忘価額(通常は1円)を控除した残額が損金算入されます。こちらも損金経理が要件となってます。

クレジットカード納付と
決済手数料

近年、国税の納付方法が増えていますが、ピュラーなものがクレジットカード納付す。インターネット上のクレジットカードの支払方法を利用して、国税庁長官が指した納付受託者が運営する専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」か、納付の立替払いを委託することにより付でき、印紙等を貼付して納付する場合などを除いて全税目で利用可能です。

ただし、利用するにあたり納付税額が最も1万円までは76円（消費税別）、以後1万円超えるごとに76円（消費税別）を加した金額の決済手数料が発生し、納付税とともに支払う必要があります。また、一ド会社の会員規約に基づきポイントがく場合もあるので、決済手数料よりもポイント加算額が多い場合は経済的です。

なお、領収証書は発行されないため、必要な場合は、従来通り現金に納付書を添え金融機関等で納付する必要があります。

契約書の写しに印紙が不要となる場合

印紙税では、契約当事者の一方が所有する契約書に写し、副本、謄本などと表示があつても、契約当事者の双方又は文書の所持者以外の一方の署名又は押印があるなど契約の成立が証明されるものは課税対象となります。が、次のような場合には、カツコ内の理由から課税対象となりません。

・ 所持する文書に自分だけの印

・ 契約書の正本をコピーしただけのもので、署名若しくは押印または証明のないもの（單なる写しに過ぎないため）。

・ FAXや電子メール等で送信する場合（正本等は送付元に保存され送付先で出力された文書は写しと同様のため）。

令和二年度税制改正より 納税環境の整備に伴う改正点



近年の税制改正では、納税者の税制に対する信頼性をより確保していくため、「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえた納税環境の整備が図られているとともに、申告・納税方法の見直し等が積極的に行われています。そこで、今年度改正で手当された納税環境整備に関する主な改正点について、Q & A方式で確認していきます。

A 「登記上の所有者」が不明な土地について、「使用者」に固定資産税が課されることになつたそうですが、その内容を教えて下さい。

高齢化に伴い全国で所有者不明の土地が増えていることから見直されました。内容は、次の二つに分けることができます。

市町村は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、市町村の条例で定めるところにより、その土地・家屋を現に所有している「現所有者」に氏名・住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。この制度は、令和二年四月一日以後の条例の施行日以後に現所有者となつた者について適用されています。

従来から震災等の災害により土地の所有者が不明な場合には、限定的にその使用者を所有者とみなし、課税できる制度がありました。

これまで、引越し等に伴う納税地の異動がつた場合に引き続き異動先でも振替納税で同じ口座から引き落としを行うためには、異動前の納税地の所轄税務署に「異動届出書」を提出するとともに、新住所を管轄する税務署へ新たに振替納税の手続きを行った必要があります。

しかし、納税者利便の向上の観点から、令和三年一月一日以後に提出する「納税者の異動届出書」に異動後引き続き同じ金

が一定の調査を尽くしてもなおおらかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税の所有者が一人も明確にわからない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになります。

この改正は、令和三年度以後

の固定資産税について適用され

ます。

制度の拡大が図られました。

この改正は、令和三年度以後

の固定資産税について適用され

ます。

使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになります。

この改正は、令和三年度以後

の固定資産税について適用され

ます。

制度の拡大が図られました。

この改正は、令和三年度以後

の固定資産税について適用され

ます。

使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになります。